

# 平成 31 年度（令和元年度）高知市行財政運営方針

平成 31 年 4 月  
総務部  
財務部

## 1 基本方針

### (1) 平成 31 年度（令和元年度）予算編成

平成 31 年度（令和元年度）予算編成のテーマ	
— 「次代へつなぐ共生と安心のまちづくり」 —	
南海トラフ地震対策と地方創生の取組強化を 2 本柱として、総合計画第 3 次実施計画に搭載した施策を着実に推進する予算を確保	財政構造の硬直化が進展している状況を踏まえ、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドや、投資事業の平準化、国等の有利な財源活用等を進め、健全な財政運営を確立

- 平成 31 年度（令和元年度）の当初予算編成に際しては、各部局の協力により概算要求基準額は遵守されたものの、一般財源の不足額は 58 億円に達していたことから、一部の投資事業を先送りするとともに、国の補正予算等の有利な財源や財政調整基金等を活用することにより、喫緊の課題である南海トラフ地震対策や人口減少問題の克服に向けた地方創生の取組強化等の施策予算を確保

予算規模比較

(単位:百万円)

	30年度 a	31年度 b	増減 b-a	伸率
一般会計	153,800	148,000	-5,800	-3.77%
特別会計	94,639	94,502	-137	-0.14%
小計	248,439	242,502	-5,937	-2.39%
水道・公共下水道 事業会計	32,512	30,494	-2,018	-6.21%
総計	280,951	272,996	-7,955	-2.83%
重複額	15,322	14,887	-435	-2.84%
純計	265,629	258,109	-7,520	-2.83%

一般会計性質別歳出比較

(単位:百万円)

	30年度 a	31年度 b	増減 b-a	伸率
人件費	21,366	21,353	-13	-0.06%
扶助費	51,940	52,393	453	0.87%
公債費	18,550	18,143	-407	-2.19%
その他消費	37,981	40,248	2,267	5.97%
消費計	129,837	132,137	2,300	1.77%
投資的経費	23,963	15,863	-8,100	-33.80%
総計	153,800	148,000	-5,800	-3.77%

### (2) 平成 31 年度（令和元年度）予算と財政状況

- 当初予算においては、総合計画第 3 次実施計画に搭載した施策を推進するための予算は確保したものの、補正予算等も含めた年間の収支見通しでは 12 億円程度の財源不足が見込まれている。
- また、市税、地方交付税など一般財源の推移や第 3 次実施計画ベースでの投資の状況などを考慮して今後の財政収支見通しを試算した結果、平成 30 年度からの 5 年間で 117 億円程度の財源不足が見込まれている。
- 加えて、都市部に比べて景気回復が鈍い経済状況の下、10 月の消費税率引上げによる地域経済への影響や今後の地方交付税の動向等が不透明であり、財源的には不確定要素を抱えた状況にある。
- ◎ 今後の厳しい財政収支見通しを踏まえ、平成 30 年度に策定した「高知市財政健全化プラン」の基本方針に基づき、予算を漫然と執行することなく、市民の求める真に必要なサービスを最少のコストで提供する観点から常に見直しを行い、計画的・効率的かつ適正な執行を徹底することが必要

### (3) 平成 31 年度（令和元年度）行財政運営の基本方針

- ① 「次代へつなぐ共生と安心のまちづくり」を目標に、喫緊の課題である「南海トラフ地震対策」と「地方創生の取組強化」を 2 本柱として、「高知市総合計画第 3 次実施計画」に搭載された事業を着実に推進していくこととする。これらの事業の推進に際しては、総合計画において設定した成果指標の達成に向けて、PDCA サイクルを着実に推進しながら実効性のある事業展開を図っていくこととする。
- ② 南海トラフ地震対策については、施策の推進方針や重要業績指標を示した「高知市強靱化計画」

に基づく「高知市強靱化アクションプラン」の中で、施策の具体的な取組内容や重要業績指標の目標値を掲げていることから、それらを踏まえた上で、具体的な事業に取り組むこととする。また、市民の命を守る対策を最優先に位置付け、新庁舎や（仮称）中央消防署の建設、非木造も対象とした住宅の耐震化促進等のハード対策をはじめ、自主防災組織の育成や避難行動要支援者対策のほか、守った命をつなぐ対策として、指定避難所への食糧や生活必需品、簡易トイレ等の備蓄及び物資配送マニュアル策定などのソフト対策に全庁を挙げて取り組むこととする。特に、ハード対策については、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進」として創設された緊急自然災害防止対策事業債や令和2年度が期限となる国の緊急防災・減災事業債の活用を念頭に、計画的に推進することとする。

- ③ 地方創生の取組強化については、「高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に掲げる2060年の本市人口28万人の堅持に向け、「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な実施を図ることとする。特に、取組2年目を迎える「れんけいこうち広域都市圏」関連事業の実施に際しては、県内市町村及び高知県との連携の下、圏域のけん引役として、積極的にリーダーシップを発揮していくこととする。併せて、移住・定住の促進として、新しい人の流れをつくるため、県内への二段階移住の推進とともに高知市版「生涯活躍のまち」の推進に努めることとする。また、観光振興については、本年2月1日から始まった「自然・体験」を活用した新たな観光キャンペーン「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」において、県市連携の下で、さらなる観光客誘致につなげていくこととする。子育て支援については、子ども・子育て支援新制度を踏まえた「高知市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所・認定こども園・幼稚園等での給付サービスや、保育所及び幼稚園等での同時入所第2子保育料の無償化、小学生以下の医療費無償化の継続とともに、本年10月1日から予定される「幼児教育・保育の無償化」に円滑に対応できるよう着実に準備を進めるなど、子育て世帯の経済的負担の軽減をはじめ、将来の本市を担う子どもたちのための子育て支援・少子化対策等に積極的に取り組むこととする。
- ④ 地域共生社会の実現に向け、第2期「高知市地域福祉活動推進計画」に基づく取組を着実に進める。本年度新たに設置した「地域共生社会推進室」を中心に庁内外の関係部署等との連携体制の構築を図るとともに、高齢・障害・子育て等複数分野の施設サービスや相談窓口、地域ボランティアによる支援情報も含めて一元的に情報提供する社会資源情報収集提供事業などに取り組むことで、地域住民の支え合いによる地域福祉の推進を図ることとする。
- ⑤ 今後の財政収支見通しについては、地方交付税など国の地方財政対策や市税収入の動向が不透明で流動的な状況はあるものの、平成30年度からの5か年で117億円程度の財源不足が見込まれていることから、新たに策定した「高知市財政健全化プラン」に基づき、自主財源を中心とした歳入の確保とともに、徹底した歳出の削減に着実に取り組み、収支及び将来負担の健全化を図るために設定した目標値にも留意し、財政健全化に着実に取り組むこととする。
- ⑥ 国の内示等のタイミングなど、国や県の動向に十分留意し、時機を逸することなく工事発注等を行うこととする。
- ⑦ 南海トラフ地震対策など、国の動向に留意し、本市の財政に対する影響を把握し、必要に応じて補正予算を編成するなどの取組を的確に行うこととする。
- ⑧ 本市の行政改革の骨子となる「高知市行政改革大綱」（平成24年5月）に基づく具体的な行政改革の取組（行政運営の仕組みや体制の構築・改善・再構築等）を示す行動計画である平成30年度に策定した「高知市行政改革第3次実施計画」に沿って、市民からの信頼性の向上と、より一層の効率化を図るため、計画に登載した取組を各所管課で着実に推進することとする。
- ⑨ 働き方改革の推進については、平成30年度に法律が整備され、順次関係法が施行されているが、改正された労働基準法や人事院規則においては、民間の労働者や国家公務員の時間外勤務に上限が設けられており、本市においても平成31年度（令和元年度）中に条例・規則の改正により、労働基準法の対象とならない職員の時間外勤務の上限を設けることとしているが、改正法等の施行が平成31年4月1日であることに鑑み、条例・規則の改正前においても、時間外勤務は原則として月45時間までとする改正法等の内容に沿って取り組むこととする。

## 2 重点事項

### (1) 南海トラフ地震対策

- ・令和元年 11 月末の竣工に向けた新庁舎の建設，準備等の取組
- ・令和元年 10 月の開署に向けた(仮称)中央消防署の建設，準備等の取組
- ・保育所の耐震化等による子どもたちの安全の確保
- ・住宅の耐震化推進に向けた取組
- ・発災時における要支援者の安否確認や支援体制の構築に向けた取組
- ・国土強靱化基本計画に基づき策定した高知市強靱化計画の改訂に向けた取組
- ・津波避難シミュレーションの結果を踏まえたエリアごとの具体的な救助・救出計画の策定
- ・市の物資集積拠点から各指定避難所までの物資配送を円滑に行うための物資配送マニュアルの策定
- ・避難所への食糧，消耗品等の整備
- ・災害用トイレ配備計画に基づく指定避難所における災害用トイレの配備
- ・地域の自主防災組織の育成・活動活性化に向けた取組

### (2) 地方創生の取組強化

#### (れんけいこうち広域都市圏の推進)

- ・高知新港への大型客船等の誘致及び乗船客等の圏域への周遊促進
- ・圏域全体での見本市出展等による地場産品の販路拡大の推進
- ・日曜市における圏域市町村の農産物等の販売や観光 P R の実施
- ・新高知赤十字病院の津波長期浸水エリア外への移転支援
- ・高知みらい科学図書館の機能強化事業の実施
- ・高知市を拠点とした二段階移住の P R や相談体制の充実等，二段階移住の取組推進
- ・双方向の送受信システムによるサテライト会場の設置等，圏域を対象とした防災リーダーの育成

#### (移住・定住の促進)

- ・東京一極集中を是正し東京圏からの U I J ターンの促進を図る地方創生移住支援事業補助を実施
- ・高知市版「生涯活躍のまち」の推進
- ・高知市を拠点とした二段階移住の P R や相談体制の充実等，二段階移住の取組推進（再掲）

#### (産業振興)

- ・桂浜公園エントランスエリア再整備に向けた基本計画の推進
- ・2020 よさこい応援プロジェクトの推進及び正調よさこいの普及，促進
- ・ラグビーワールドカップ 2019 におけるトンガ王国事前合宿招致によるスポーツツーリズムの推進
- ・新たな企業誘致や市内企業の流出防止に向けた新産業団地の整備の推進

#### (子育て支援)

- ・10 月から実施される「幼児教育・保育の無償化」への着実な準備及び対応
- ・小学生までを対象とした医療費無償化の継続実施
- ・学校経営と授業改善の両面から支援する学力向上アクティブプランの推進
- ・母子健康手帳の交付時の面談や相談等の強化を目指した子育て世代包括支援センターの拡充

### (3) 財政健全化プランの推進

- ・徴収率の向上や債権管理の徹底等による市税等の確保
- ・クラウド・ファンディングの活用やふるさと納税の推進による税外収入の確保
- ・使用料や手数料の見直しなどによる受益者負担の適正化
- ・遊休財産の貸付や売却による財産の有効活用
- ・事務事業の見直しによる事業費及び人件費の抑制，繰出金の見直し
- ・施設の統廃合や有利な起債の活用，ランニングコストの低減による公共施設等管理の適正化
- ・縁故債の利率見直しや償還期間の適正化，投資事業の平準化や先送りによる公債費負担の低減

## (4) 重点施策

### ○総合計画の施策の大綱で掲げた六つの環

#### 【共生の環】

- ・森林環境譲与税（仮称）を活用した森林整備及びその促進
- ・初月地区における浸水被害を軽減するための補完ポンプ整備及び下知水再生センター管理棟の改築
- ・施設の延命化に向けた清掃工場長寿命化整備事業の推進
- ・東部環境センターの長寿命化整備及び災害対応力強化を目指した地震対策事業の推進
- ・公共施設マネジメントの基本方針を踏まえた市民会館の耐震整備の取組
- ・津波避難ビルの指定の推進及び津波避難ビルや津波避難センター等への資機材等の整備
- ・第2期「地域福祉活動推進計画」に基づく地域の社会資源情報の収集及び一元的な情報提供の推進

#### 【安心の環】

- ・超高齢社会における様々な課題に対応するための地域包括支援センターの再編及び強化の取組
- ・単身高齢者等の生活保護受給者に対する生活状況の見守り及び住宅費の代理納付の実施
- ・生活困窮者自立支援法に基づく包括的かつ伴走型の支援策の展開
- ・40歳、50歳を対象に新たに実施する成人歯周病検診事業及び拡充した胃がん検診事業の推進

#### 【育みの環】

- ・妊婦の安全・安心な出産を支援するために新たに創設した妊婦歯科検診事業の推進
- ・10月から実施予定の「幼児教育・保育の無償化」への着実な準備及び円滑な対応
- ・保育所施設の南海トラフ地震対策及び老朽施設の更新等による待機児童対策の推進
- ・「学力向上推進室」における推進員の増員等による学力向上アクティブプランの着実な推進
- ・特別支援教育スーパーバイザーの派遣等による特別支援教育の充実
- ・スクールカウンセラーの配置等による教育相談機能の充実
- ・「高知市立学校教職員の働き方改革プラン」に基づく学校教職員の働き方改革の推進
- ・部活動指導員及び教員業務支援員の配置等による教職員の負担軽減
- ・高知市立学校に通学する児童生徒の交通安全対策を推進するための自転車ヘルメット購入助成の実施
- ・潮江市民図書館における耐震補強等の取組
- ・総合運動場陸上競技場における第2種公認を継続するためのトラック改修等の実施
- ・春野文化ホールの大ホール吊天井の耐震化及び長寿命化整備の推進
- ・小・中・義務教育・特別支援学校のすべての普通教室へのエアコン整備の推進

#### 【地産の環】

- ・春野町仁ノ地区の湛水被害軽減に向けた排水対策の取組
- ・春野漁港の防波堤の補強等による機能強化及び水域部分の測量等による機能保全計画の策定
- ・市内企業の転出防止及び移転需要に応えるため県と共同で取り組む新産業団地整備の促進
- ・国内外からの誘客促進等に向けた2020よさこい応援プロジェクト事業等の推進
- ・ラグビーワールドカップ2019におけるトンガ王国の事前合宿招致によるスポーツツーリズム推進

#### 【まちの環】

- ・防災機能の向上や住環境の改善に向けた旭駅周辺地区の整備促進
- ・第二期となる「高知市中心市街地活性化基本計画」に掲げた施策・事業の着実な推進
- ・災害等拠点施設の輸送路確保等に向けた高知駅秦南町線街路の整備促進
- ・歩行者の安全確保等を目指した愛宕町北久保線（愛宕町工区）をはじめとする3街路の整備促進
- ・中心市街地内の丸ノ内緑地、藤並公園及び横堀公園の再整備に向けた取組
- ・南海トラフ地震等に備えた針木浄水場から九反田配水所までの送水幹線二重化事業の整備促進
- ・非木造施設も対象とした住宅の耐震化対策の促進
- ・津波浸水被害が予想される地域における自然地形の高台等への避難路等の整備促進
- ・市街地の浸水被害軽減に向けた既存排水機場の排水能力強化等による雨水排水対策の取組
- ・10月1日の開署を目指した（仮称）中央消防署建設の推進
- ・（仮称）横浜分団屯所の移転新築に向けた取組

- ・11月の竣工，令和2年2月末ころの移転完了を目指した新庁舎建設等の推進
- ・市民に迅速かつ正確な防災関連情報を提供するための防災行政無線整備の促進
- ・南海トラフ地震における国・県等の支援物資の円滑な受入れ及び必要な物資を各避難所まで速やかに配送するための物資配送マニュアルの策定

#### 【自立の環】

- ・東京圏からのU I Jターン促進及び本市の担い手不足の解消を目指す地方創生移住支援事業の推進
- ・大都市圏に住む中高年齢者を対象として実施する高知市版「生涯活躍のまち」推進の取組
- ・「高知市公共施設マネジメント基本計画」に基づく持続可能な公共施設マネジメントの推進

### (5) 信頼される市政の確立

- 組織改革，人事制度改革，職員の意識改革への徹底した取組
  - ・組織マネジメントの向上を図り，組織内目標の達成に向けた取組
  - ・行政課題の解消に向けた組織間の連携
  - ・新たな人材育成基本方針に基づく組織力の向上
  - ・職員提案制度による職員の意識改革及びさらなる業務効率化に向けた取組
  - ・人事考課制度による職員の能力向上
  - ・正職員，臨時職員ともに，全職員の倫理意識の徹底による不祥事の防止
  - ・接遇研修や各部局毎の接遇リーダーを中心とした接遇好感度向上への取組
- 定期監査及び包括外部監査における指摘事項等を踏まえた適正な事務処理の徹底
- 公金の取扱いに関する指針等に基づく継続的かつ適切な点検の実施による資金等の管理の徹底
- 不祥事の防止につなげる様々な改善策の徹底
- 不当要求行為に対する組織としての毅然とした対応の徹底
- 文書管理規程に沿った適正な文書事務の実施
- 個人情報保護，情報管理の徹底と情報セキュリティポリシーに基づく適正な運用の徹底
- 指定管理者選定手続ガイドライン及び業務評価指針に基づく適切な対応
- 高知市公共調達条例の規定に基づく入札・契約事務の適正な執行
  - ・条例該当契約及び協定に係る事務（対象労働者への周知，労務台帳の作成・提出等）の徹底
  - ・入札・契約手続における競争性，公平性，公正性及び透明性の確保・向上
  - ・契約の目的に応じた適切かつ適正な仕様の作成及び予定価格の設定
  - ・調達する物やサービスの品質と適正な履行の確保
  - ・公正労働基準の確保や地域経済の発展等の社会的価値への配慮
- 毎月5日の「交通安全を確認する日」の徹底等，庁内における交通安全対策の推進
- 計画・方針・事業などの進行管理の徹底

### (6) 収支動向・予算執行管理等の適正化

- 地方交付税等，地方財政対策や経済対策など，国・県の動向への留意
- 国・県補助負担金の要望・申請の遺漏等による歳入欠陥や過年度払の発生防止の徹底
- 流用等予算執行に係る事前協議の徹底

### (7) 事業実施に当たっての留意事項

(まちづくり方針・事業計画等)

- 総合計画第3次実施計画の着実な実施
- 総合戦略の着実な推進
- 強靱化計画・強靱化アクションプランの推進
- 定数管理計画の着実な実施
- 南海トラフ地震対策業務継続計画の推進
- 地域アクションプランへの対応
- 新市まちづくり計画の着実な実施

(行政事務等)

- 部局内ミーティングの徹底
- 関連部局との調整
- 公平・公正・透明性の確保
- 説明責任と住民対応
- 行政手続法・条例の適切な運用
- 行政不服審査法・条例の適切な運用
- パブリックコメントへの対応

- 過疎自立促進計画の着実な実施
- 子ども・子育て支援事業計画の着実な実施
- 地域福祉活動推進計画の推進
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の着実な実施
- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の着実な実施
- 公共施設における再生可能エネルギー及び省エネルギー設備導入に関する指針への対応
- 高知市PPP／PFI優先的検討規程に基づく事業実施手法の適切な選択
- 女性の視点の活用
- 市民参画・協働によるまちづくり
- ユニバーサルデザインの視点
- 地産地消・地場産品の使用
- 観光振興計画の推進
- 桂浜公園整備基本計画の推進
- 都市計画マスタープラン（地域別構想）の活用
- 公共施設再配置計画及び長期保全計画の推進
- 財政健全化プランの推進
- 人権尊重のまちづくり条例の推進
- 事業の進行状況の適切な報告
- 県との連携調整
- 事務事業見直しの着実な実施
- キャッチボール型広聴広報の推進

### 3 予算執行に関する基本方針

#### (1) 歳入に関する事項

##### ○ 全般

- ・歳入の早期確保と未収金の解消に努める。市税等賦課客体を正確に捕捉するとともに、徴収率向上に努め、市民負担の公平を期する。
- ・繰越調定の遺漏や、過年度で調定収入することのないよう適正を期する。
- ・土地の分割や随意契約などの手法も取り入れて未利用地の貸付けや売払い、広告収入の確保を積極的に進める。
- ・クラウド・ファンディングの手法等による新たな収入を確保する。
- ・債権管理条例に基づき、債権管理室との連携の下、一層の市債権の管理・回収の適正化を図る。

##### ○ 使用料・手数料等

- ・法令、制度で定められている基準、他都市での負担の実態等を把握し、原価と受益者負担及び公共負担との関係を明らかにし、適正な受益者負担の基準を設定するとともに、捕捉漏れのないように、適正な収入を確保するとともに、10月1日から予定されている消費税率引上げを適切に反映すること。

##### ○ 国・県支出金

- ・制度改正等情報収集に努めるとともに、要望、申請、変更申請等の手続について、時機を失したり遺漏することのないよう留意する。また、過少申請等により本来の補助金額の交付が受けられなくなるような事態とならないよう留意する。なお、「幼児教育・保育の無償化」に伴う制度改正については特に留意すること。

##### ○ 財産収入

- ・広告収入の確保や定期借地権を利用するなど、財産貸付基準の見直し等により新たな財源の確保を図るとともに、財産の貸付についても、必要に応じて入札の導入等歳入増への取組を推進する。
- ・売り払い可能財産については、広報紙やホームページ等を利用した入札の周知に努めるほか、インターネットオークション等を活用し、積極的な売払いを推進する。

##### ○ 市債

- ・実質公債費比率や将来負担比率改善に向けて、財政健全化プランにおいて設定した数値目標に基づき、発行抑制に努めるとともに、プライマリーバランスに留意し、将来世代への多大な負担とならないよう影響を最小限にとどめる。

## (2) 歳出に関する事項

### ○ 業務の適正な執行

- ・年間業務工程の把握と目標管理による業務進行の適正化を図る。
- ・本来工事で執行すべきものを意図的に分割して修繕費や手数料で執行しないよう留意する。
- ・国の補正予算を積極的に活用し、平成30年度に公共事業を一部前倒ししたことを受け、早期発注に留意するとともに、真にやむを得ないものを除き、事業費の翌年度への繰越は慎む。
- ・工事、役務、物件等の調達に当たっては、入札・契約制度基本方針及び高知市公共調達条例の理念に基づき、契約手続における競争性、公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、社会的価値の実現や、市民の福祉の向上及び経済の健全な発展に配慮した公共調達に努める。また、調査・設計業務等も含めた全工程の計画的な実施や、工事に係る積算の前倒し等を行うことにより、可能な限り発注・施工時期の平準化を図る。
- ・入札・契約手続の公正性を害する行為（入札情報の漏洩、談合行為及び働きかけ等）に対しては厳正に対処する。
- ・支払手続に際しては、検収書類等の精査について厳正に対処する。
- ・委託業務や工事などの仕様書・設計書等の作成に際して、資材・労務単価の上昇を適正に反映させる。また、建物清掃業務等予定価格の積算基準が統一されている業務においては、当該基準に基づいた確かな価格の設定を行う。
- ・障害者の社会参加や高齢者の就業支援、防災関連事業における企業の取組を促す観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を適用した随意契約による調達に当たっても、十分に考慮する。
- ・予算を漫然と執行するのではなく、事業目標を達成しつつも、効率的かつ最小限の支出とする。
- ・10月1日から予定されている消費税率の引上げに際し、契約事務等における経過措置に十分留意すること。

### ○ 食糧費

- ・懇談会等への食糧費の支出は、懇談会支出台帳を各課で整備し、情報公開センターに回付して、公開する。
- ・予算に計上していないものや、予算執行方針の運用基準に該当しないものについては、財政課と事前協議を行う。

### ○ 補助金・負担金

- ・交付に際しては、補助金等交付基準に基づき、補助の目的、効果などを勘案し交付決定を行うとともに、補助対象外経費が含まれていないことを確認する。
- ・補助効果を検証するとともに、業務内容を精査し、必要な見直しは積極的に行う。